

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

公安委員会

ページ

○宮城県警察組織規則の一部を改正する規則

公安委員会

○宮城県公安委員会規則第3号

宮城県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月9日

宮城県公安委員会委員長 相澤 博彦

宮城県警察組織規則の一部を改正する規則

宮城県警察組織規則(昭和37年宮城県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 部長等 第17条第1項の規定により置く各部長、首席監察官、組織犯罪対策局長、サイバーセキュリティ統括官及び参事官をいう。</p> <p>(9)～(12) (略)</p> <p>(課等の設置)</p> <p>第3条 警察本部の次表左欄に掲げる部に当</p>	<p>(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 部長等 第17条第1項の規定により置く各部長、首席監察官、組織犯罪対策局長、サイバーセキュリティ統括官及び参事官をいう。</p> <p>(9)～(12) (略)</p> <p>(課等の設置)</p> <p>第3条 警察本部の次表左欄に掲げる部に当</p>

該右欄に掲げる課等を置く。

部	課	等
総務部	国民相談課 広報広聴課	(略)
		(略)
		(略)
	(略)	
生活安全部	(略)	
	(略)	

2・3 (略)

4 警察本部の次表左欄に掲げる課等に、当該右欄に掲げる組織を置く。

課 等	組	織
	(略)	
広報広聴課	(略)	
	(略)	
生活安全企画課	宮城県警察犯罪抑止対策室	
	(略)	
生活環境課	宮城県警察サイバー犯罪対策室	
	(略)	
刑事総務課	宮城県警察公判対策室	
	(略)	
	(略)	

5 警察本部の次表左欄に掲げる課等に当該右欄に掲げる分駐隊を置く。

課 等	分 駐 隊
交通機動隊	沿岸分駐隊

該右欄に掲げる課等を置く。

部	課	等
総務部	広報相談課	(略)
		(略)
		(略)
	(略)	
生活安全部	サイバー犯罪対策課	
	(略)	

2・3 (略)

4 警察本部の次表左欄に掲げる課等に、当該右欄に掲げる組織を置く。

課 等	組	織
	(略)	
広報相談課	(略)	
	(略)	
刑事総務課	(略)	
	(略)	
	(略)	

5 警察本部の次表左欄に掲げる課等に当該右欄に掲げる分駐隊を置く。

課 等	分 駐 隊

(略)

6 (略)

(庶務担当課)

第3条の2 警察本部の部に業務の総合調整及び事務の集中管理を行う課(以下「庶務担当課」という。)を置く。

2 部に置く庶務担当課は、次表のとおりとする。

部	庶務担当課
総務部	総務課
警務部	警務課
生活安全部	生活安全企画課
地域部	地域課
刑事部	刑事総務課
交通部	交通企画課
警備部	公安課

第4条 (略)

(総務部の課等の所掌事務)

第5条 総務部の課等の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

総務課

(1) 機密に関すること。

(2) 県議会との連絡に関すること。

(3) 警察職員の応援要請及び派遣に関すること。

(4) 公印の管守に関すること。

(5) 法令案等の審査に関すること。

(6) 公文書の管理に関すること。

(7) 情報公開に関すること。

(8) (略)

(9) 公安委員会補佐及び取調べ監督室の運営に関すること。

(略)

6 (略)

第3条の2 削除

2 削除

部	
総務部	
警務部	
生活安全部	
地域部	
刑事部	
交通部	
警備部	

第4条 (略)

(総務部の課等の所掌事務)

第5条 総務部の課等の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

総務課

(1) 宮城県公安委員会(以下「公安委員会」という。)の庶務に関すること。

(2) 機密に関すること。

(3) 公印の管守に関すること。

(4) 公文書類の授受、発送、編集及び保存に関すること。

(5) 部の事務の総合調整に関すること。

(6) 条例案、規則案その他公文書類の審査に関すること。

(7) 情報の公開に関すること。

(8) (略)

(9) 宮城県議会との連絡に関すること。

(10) 公安委員会の権限に属する事務の補佐

に関する事務の連絡調整に関すること。

(11) 法第79条の規定に基づき苦情の申出の公安委員会への報告及び事務手続の補佐に関すること。

(12) 警察職員の応援要請及び派遣に関すること。

(13) 被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関すること。

(14) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の課等の所掌に属しないこと。

(15) 公安委員会補佐室及び取調べ監督室の運営に関すること。

会計課

(1) 予算、決算及び会計に関すること。

(2) 物品の管理及び処分に関すること。

(3) 会計の監査に関すること。

(4) 遺失物に関すること。

(5) 監査室の運営に関すること。

装備施設課

(1) (略)

(2) 警察通信に関すること。

(3) 庁舎等の営繕に関すること。

(4) 財産の管理及び処分に関すること。

(5) (略)

県民相談課

相談及び苦情に関すること。

広報広聴課

(1) 広報・広聴に関すること。

(2) 音楽隊の運営に関すること。

(略)

(4) (略)

に関する事務の連絡調整に関すること。

(11) 法第79条の規定に基づき苦情の申出の公安委員会への報告及び事務手続の補佐に関すること。

(12) 警察職員の応援要請及び派遣に関すること。

(13) 被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関すること。

(14) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の課等の所掌に属しないこと。

(15) 公安委員会補佐室及び取調べ監督室の運営に関すること。

会計課

(1) 予算、決算及び会計に関すること。

(2) 物品の管理及び処分に関すること。

(3) 会計の監査に関すること。

(4) 遺失物に関すること。

(5) 監査室の運営に関すること。

装備施設課

(1) (略)

(2) 警察通信に関すること。

(3) 庁舎等の営繕に関すること。

(4) 財産の管理及び処分に関すること。

(5) (略)

県民相談課

相談及び苦情に関すること。

広報広聴課

(1) 広報及び広聴に関すること。

(2) 苦情に関すること(総務課の所掌に属するものを除く。)

(略)

(4) (略)

留置管理課

- (1) 留置施設の管理及び護送に関すること。
 - (2) 留置業務の指導教養に関すること。
(警務部の課等の所掌事務)
- 第5条の2 警務部の課等の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 警察組織機構に関する企画及び調査に関すること。
- (2) 非常招集に関すること。
- (3) 人事、定員及び給与に関すること。
- (4) 勤務制度及び給与制度の改善に関すること。
- (5) 警察職員の募集及び試験に関すること。

(6) 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関すること。

(7) 犯罪被害者等給付金に関すること。

(8) オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律(平成20年法律第80号)第3条第1項に規定する給付金に関すること。

(9) 国外犯罪被害者慰金等の支給に関する法律(平成28年法律第73号)第3条に規定する国外犯罪被害者慰金等に関すること。

(10) 総合企画室及び犯罪被害者支援室の運営に関すること。

(11) 他の部の所掌に属しないこと。

留置管理課

- (1) 留置施設の管理_____に関すること。
 - (2) 被留置者の護送及び処遇に関すること。
(警務部の課等の所掌事務)
- 第5条の2 警務部の課等の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 所管行政に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- (2) 警察職員の人事に関すること。
- (3) 警察職員の退職管理に関すること。
- (4) 警察職員の募集及び試験に関すること。
- (5) 県警察の組織及び警察職員の定員に関すること。
- (6) 警察職員の勤務制度に関すること。

(7) 警察職員の非常招集に関すること。

(8) 国際関係事務のうち他の課等の所掌に属しないものの企画及び立案並びに調整に関すること。

(9) 警察職員の給与に関すること。

(10) 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関すること。

(11) 所管行政に係る犯罪被害者支援(犯罪の被害者又はその遺族の被害の回復又は整頓を図るとともに、これらの者が再び平穏な生活を営むことができるよう支援することをいう。)に関すること。

(12) 犯罪被害者等給付金に関すること。

(13) オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律(平成20年法律第80号)第3条第1項に規定する給付金に関すること。

(14) 国外犯罪被害者慰金等の支給に関する法律(平成28年法律第73号)第3条に規定する国外犯罪被害者慰金等に関するこ

と。

(15) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の課等の所掌に属しないこと。

(16) 総合企画室及び犯罪被害者支援室の運営に関すること。

教養課

- (1) (略)
- (2) 警察教養施設の整備及び運用に関すること。

(3) 警察史の編さん及び警察沿革誌の調整に関すること。

(4) (略)

監察課

(1)・(2) (略)

(3) 争訟に関すること。

(4) 訟務室の運営に関すること。

厚生課

(1) 警察職員の福利、厚生に関すること。

(2) 警察共済組合に関すること。

(3) 警察職員の健康の保持増進その他衛生に関すること。

(4) 健康管理センターの運営に関すること。

(生活安全部の課等の所掌事務)

第6条 生活安全部の課等の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

生活安全企画課

(1) 生活安全警察に関する制度並びに生活安全警察の運営に関する企画及び立案に関すること。

(2) 犯罪、事故その他の事案に係る県民生活の安全と平穏に関する事務一般に関すること。

(3) (略)

(4) 部の事務の総合調整に関すること。

(5) 酩酊者、迷い子その他応急の救護を要する者の保護に関すること。

(6) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和53年法

教養課

- (1) (略)
- (2) 警察教養施設の整備及び運用に関すること。

(3) 警察史の編さん及び警察沿革誌の調整に関すること。

(4) (略)

監察課

(1)・(2) (略)

(3) 訟務室の運営に関すること。

厚生課

(1) 警察職員の福利、厚生に関すること。

(2) 警察職員及び家族の生活相談に関すること。

(3) 警察職員の恩給及び年金に関すること。

(4) 警察共済組合及び宮城県警察職員互助会に関すること。

(生活安全部の課等の所掌事務)

第6条 生活安全部の課等の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

生活安全企画課

(1) 生活安全警察等の運営に関する企画及び調査に関すること。

(2) 犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穏に関する事務一般に関すること。

(3) (略)

(4) 酩酊者、迷い子等の保護に関すること。

(5) 古物営業法(昭和24年法律第108号)の施行に関すること(生活環境課の所掌に係るものを除く)。

(6) 質屋営業法(昭和25年法律第158号)

の施行に關すること(生活環境課の所掌に係るものを除く。)

(7) 警備業法(昭和47年法律第117号)の施行に關すること(生活環境課の所掌に係るものを除く。)

(8) 探偵業の業務の適正化に關する法律(平成18年法律第60号。以下「探偵業法」という。)の施行に關すること(生活環境課の所掌に係るものを除く。)

(9) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)の施行に關すること(生活環境課及び銃器薬物対策課の所掌に係るものを除く。)

(10) 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)の施行に關すること(生活環境課及び銃器薬物対策課の所掌に係るものを除く。)

(11) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に關する法律(昭和23年法律第122号)の施行並びに公営競技を行うことを目的とする団体との連絡及び調整に關すること(少年課及び生活環境課の所掌に係るものを除く。)

(12) 犯罪抑止対策室の運営に關すること。

律第6号)の施行に關すること(生活環境課及び銃器薬物対策課の所掌に屬するものを除く。)

(7) 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)の施行に關すること(生活環境課及び銃器薬物対策課の所掌に屬するものを除く。)

(8) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に關する法律(昭和32年法律第166号)及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に關する法律(昭和32年法律第167号)の施行に關すること(生活環境課の所掌に屬するものを除き、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に關する法律の施行に關する事務については、警備課の所掌に屬するものを除く。)

(9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に關する法律(昭和23年法律第122号)の施行に關すること(少年課及び生活環境課の所掌に屬するものを除く。)

(10) 古物営業法(昭和24年法律第108号)の施行に關すること(生活環境課及びサイバー犯罪対策課の所掌に屬するものを除く。)

(11) 質屋営業法(昭和25年法律第158号)の施行に關すること(生活環境課の所掌に屬するものを除く。)

(12) 警備業法(昭和47年法律第117号)の施行に關すること(生活環境課の所掌に屬するものを除く。)

(13) 探偵業の業務の適正化に關する法律(平成18年法律第60号)の施行に關すること(生活環境課の所掌に屬するものを除く。)

(14) 特殊開錠用具の所持の禁止等に關する法律(平成15年法律第65号)の施行に關すること。

(15) 前各号に掲げるもののほか、部内の他

県民安全対策課

(1) ストーカー行為等の規制等に關する法律(平成12年法律第81号)の施行に關すること。

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に關する法律(平成13年法律第31号)の施行に關すること。

(3) 行方不明事案の対策に關すること。

(4) 児童・高齢者・障害者虐待事案の対策に關すること。

(5) 人身の安全を早急に確保する必要の認められる事案の初動対応の指導に關すること。

少年課
(1) 少年の非行防止及び安全指導に關すること。

(2) 少年犯罪の捜査に關すること。

(3) 少年の福祉を害する犯罪の取締りに關すること。

(4) 少年補導及び少年相談に關すること。

(5) 少年に対する暴力団の影響の排除に關すること。

(6) 被害少年の保護に關すること(県民安全対策課の所掌に係るものを除く。)

(7) 少年事件特別捜査隊及び少年サポートセンターせんだいの運営に關すること。

生活環境課
(1) 経済関係事犯の取締りに關すること。

の課等の所掌に屬しないこと。

県民安全対策課

(1) 人の生命又は身体の安全を早急に確保する必要の認められる事案への対応に關すること。

(2) 迷惑行為防止条例(昭和42年宮城県条例第29号)で定める犯罪の取締りに關すること(生活環境課の所掌に屬するものを除く。)

(3) 行方不明者の発見活動に關すること。

(4) 児童、高齢者及び障害者に対する虐待の防止に關すること。

(5) ストーカー行為等の規制等に關する法律(平成12年法律第81号)の施行に關すること。

(6) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に關する法律(平成13年法律第31号)の施行に關すること。

少年課
(1) 少年非行の防止に關すること。

(2) 少年の補導に關すること。

(3) 少年相談に關すること。

(4) 犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為に係る被害少年の保護に關すること(県民安全対策課の所掌に屬するものを除く。)

(5) 少年の福祉を害する犯罪の取締りに關すること。

(6) 少年に対する暴力団の影響の排除に關すること。

(7) 前2号に掲げるもののほか、少年を被害者とする犯罪の防止に關すること。

(8) 少年事件特別捜査隊及び少年サポートセンターせんだいの運営に關すること。

生活環境課
(1) 銃砲刀剣類所持等取締法及び火薬類取締法で定める犯罪の取締りに關すること(銃器薬物対策課の所掌に屬するものを除く。)

(2) 環境・公害関係事犯の取締りに関すること。
 (3) 保健衛生関係事犯（銃器薬物対策課の所掌に係るものを除く。）の取締りに関すること。

(4) 高压ガスその他の危険物の取締りに関すること。
 (5) 核燃料物質等危険物の運搬に関すること（警備課の所掌に係るものを除く。）。

 (6) 売春関係事犯及び風俗事犯の取締りに関すること。

(7) 外国人労働者に対する雇用関係事犯の取締りに関すること。
 (8) 古物営業法、質屋営業法、警備業法及び探偵業法に規定する犯罪の取締りに関すること。
 (9) 銃砲刀剣類所持等取締法及び火薬類取締法に規定する犯罪の取締りに関すること（銃器薬物対策課の所掌に係るものを除く。）。
 (10) その他の他の課の所掌に属しない特別法令違反の取締りに関すること。

(11) サイバー犯罪対策室の運営に関すること。

(2) 高压ガスその他の危険物の取締りに関すること。
 (3) 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の施行に関すること。

(4) 公害関係事犯その他の環境関係事犯の取締りに関すること。
 (5) 保健衛生関係事犯の取締りに関すること（銃器薬物対策課の所掌に属するものを除く。）。
 (6) 特許権、著作権又は商標権を侵害する事犯その他の知的財産権関係事犯の取締りに関すること。
 (7) 前号に掲げるもののほか、経済関係事犯の取締りに関すること。
 (8) 古物営業法、質屋営業法、警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律で定める犯罪の取締りに関すること。
 (9) 風俗関係事犯の取締りに関すること。

(10) 売春関係事犯の取締りに関すること。

(11) 外国人労働者に係る雇用関係事犯の取締りに関すること。
 (12) 迷惑行為防止条例の施行に関すること（県民安全対策課の所掌に係るものを除く。）。
 (13) 前各号に掲げるもののほか、他の課等の所掌に属しない特別法犯の取締りに関すること。
 サイバー犯罪対策課

(1) 所管行政に属するサイバーセキュリティテリに関する施策の策定及び実施に関すること。
 (2) インターネットその他の高度情報通信ネットワーク関係事犯の取締りに関すること。

(地域部の課等の所掌事務)
 第6条の2 地域部の課等の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。
 地域課

(1) 地域警察 _____

(2) 警ら用無線自動車、警察用船舶及び警察用航空機の運用に関すること。
 (3) 列車その他の交通機関への警乗に関すること。
 (4) 日本銀行券等の輸送警備に関すること。
 (5) 雑踏警備に関すること。
 (6) 水難、山岳遭難その他の事故における人命の救助及びこれらの事故の防止に関すること。
 (7) 水上警察に関すること。
 (8) 警備派出所の運用に関すること。

(9) 地域指導室及び航空隊の運営に関すること。

(3) 前号に掲げるもののほか、部の所掌に属する法令違反の取締りのうち、高度な情報通信技術を利用する犯罪の取締りに関すること。
 (4) 情報技術の利用に伴う犯罪、事故その他の事案に係る県民生活の安全と平穩に関すること。

(5) 情報通信技術の利用に伴う犯罪の予防に関すること。
 (6) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）の施行に関すること。
 (7) 古物営業法の施行に関すること（古物鑑りあつせん業に関することに限る。）。

(地域部の課等の所掌事務)
 第6条の2 地域部の課等の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。
 地域課

(1) 地域警察に関する制度、企画及び立案に関すること。
 (2) 地域警察の活動一般に関すること。
 (3) 部の事務の総合調整に関すること。
 (4) 水上警察に関すること。
 (5) 警ら用無線自動車、警察用船舶及び警察用航空機の運用に関すること。
 (6) 列車その他の交通機関への警乗に関すること。

(7) 雑踏警備に関すること。
 (8) 現金その他の物品の輸送の警備に関すること。
 (9) 水難、山岳遭難その他の事故における人命の救助及びこれらの事故の防止に関すること（他の課等の所掌に属するものを除く。）。

(10) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の課等の所掌に属しないこと。
 (11) 地域指導室及び航空隊の運営に関する

通信指令課

- (1) 通信指令業務に関すること。
- (2) (略)
- 機動警ら隊
- (1) 機動警ららに関すること。

- (2) 応援要請に基づき、集団的、機動的又は広域的に対処する必要がある警察活動に従事すること。

- (3) 隊員の教養及び訓練に関すること。
- (4) その他地域部長の命ずること。

- 鉄道警察隊
- (1) 鉄道施設における警ら及び警戒警備に関すること。
- (2) 列車への警乗に関すること。

- (3) 鉄道施設における雑路警備_____に関すること。

- (4) 列車による日本銀行券等の輸送警備に関すること。

- (5) 鉄道事故における人命の救助及び鉄道事故防止に関すること。

- (6) 鉄道施設内における犯罪捜査（緊急配備を含む。）等の初動活動に関すること。

- (7) その他地域部長の命ずること。

(刑事部の課等の所掌事務)

- 第7条 刑事部の課等の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- 刑事総務課
- (1) 犯罪捜査運営の企画及び合理化に関すること。
- (2) 刑事警察実務の指導に関すること。

こと。

通信指令課

- (1) 警察通信指令に関すること。
- (2) (略)
- 機動警ら隊
- (1) 警ら用無線自動車その他警察用車両の運用による犯罪の予防検挙、交通の指導取締り、危険の防止等の実施に関すること。

- (2) 前号に掲げるもののほか、特に命ぜられた事項に関すること。

- _____

- 鉄道警察隊
- (1) 鉄道施設における警ら_____に関すること。

- (2) 線路、運転保安設備その他重要な鉄道施設の警戒警備の実施に関すること。

- (3) 鉄道施設における雑路警備の実施に関すること。

- (4) 列車への警乗の実施に関すること。

- (5) 列車による現金その他の物品の輸送の警備の実施に関すること。

- (6) 列車による危険物の輸送の取締りの実施に関すること。

- (7) 鉄道事故における人命の救助及び鉄道事故の防止に関すること。

- (8) 鉄道事業者その他の関係団体、機関等との連絡に関すること。

- (9) 鉄道に関する統計に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、特に命ぜられた事項に関すること。

(刑事部の課等の所掌事務)

- 第7条 刑事部の課等の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- 刑事総務課
- (1) 刑事警察に関する制度及び刑事警察の運営に関する企画及び立案に関すること。
- (2) 犯罪の捜査一般に関すること。

- (3) 犯罪統計に関すること。

- (4) 指名手配に関すること。

- (5) 公判対策室及び情報分析支援室の運営に関すること。

- _____

- 捜査第一課
- (1) 犯罪捜査一般に関すること。

- (2) 凶悪犯、粗暴犯その他他課の所掌に属しない刑法犯の捜査に関すること。

- (3) 死体の検視、検証等に関すること。

- (4) 性犯罪特別捜査隊の運営に関すること。

- _____

- 捜査第二課
- (1) 知能犯罪の捜査に関すること。

- (2) 選挙犯罪の捜査に関すること。

- (3) 特殊詐欺対策室の運営に関すること。

- _____

- 捜査第三課 (略)
- 鑑識課
- (1) (略)

- (2) 機動鑑識隊の運営に関すること。

- _____

- 機動捜査隊
- (1) 重要事件の初動捜査活動に関すること。

- (3) 部の事務の総合調整に関すること。

- (4) 刑事法令一般の調査及び研究に関すること。

- (5) 指名手配に関すること。

- (6) 犯罪の捜査に必要な情報の総合的な分析に関すること。

- (7) 犯罪統計に関すること。

- (8) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の課等の所掌に属しないこと。

- (9) 情報分析支援室の運営に関すること。

- 捜査第一課
- (1) 凶悪犯、粗暴犯その他の課等の所掌に属しない刑法犯の捜査に関すること。

- (2) 検視及び死体の検証に関すること。

- (3) 警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号）の施行に関すること。

- (4) 前2号に掲げるもののほか、死体の取扱い一般に関すること。

- (5) 性犯罪特別捜査隊の運営に関すること。

- 捜査第二課
- (1) 偽造、贈収賄、詐欺、背任、横領その他の知能の犯罪の捜査に関すること。

- (2) 証券取引関係犯罪及び金融関係犯罪の捜査に関すること。

- (3) 政治資金に係る犯罪の捜査に関すること。

- (4) 公職の選挙、国民投票その他の投票及び住民の直接請求に係る犯罪の捜査に関すること。

- (5) 特殊詐欺対策室の運営に関すること。

- 捜査第三課 (略)
- 鑑識課
- (1) (略)

- (2) 犯罪鑑識施設の整備及び運営に関すること。

- (3) 機動鑑識隊の運営に関すること。

- 機動捜査隊
- (1) 重要犯罪、重要窃盗犯等の初動捜査の

- (2) 犯罪__多発__地域における捜査__
__に関すること。
- (3) その他刑事部長の命ずること。

科学捜査研究所

- (1) 犯罪科学の調査、研究等に関すること。
- (2) 科学捜査に関連する鑑定、検査等に關
すること。
- (3) 科学的検査、実験等に関すること。

組織犯罪対策課

- (1) 組織犯罪(他の課の所掌に係るものを
除く。以下同じ。)対策の運営企画及び
調整に関すること。
- (2) 組織犯罪情報の集約及び分析に関する
こと。
- (3) 組織犯罪の取締りに関すること。

- (4) 犯罪による収益の移転防止に関するこ
と。
- (5) 国際的な犯罪の捜査に関すること(他
の部の所掌に係るものを除く。)
- (6) 国際捜査共助に関すること。

- (7) 通訳センターの運営に関すること。

暴力団対策課

- (1) 暴力団(集团的に、又は常習的に暴力
的不法行為を行うおそれがある組織をい
う。)員及びこれに関連する者に係る犯罪
の捜査並びに暴力団対策に関すること。
- (2) 暴力特別捜査隊の運営に関すること。

実施に関すること。

- (2) 犯罪が多発する地域における捜査の実
施に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に命ぜ
られた事項に関すること。

科学捜査研究所

- (1) 犯罪の捜査に関連する鑑定及び検査に
関すること。
- (2) 科学捜査についての研究及び実験に関
すること。

組織犯罪対策課

- (1) 組織犯罪対策に関する制度、企画及び
立案に関すること。
- (2) 組織犯罪対策局の事務の総合調整に関
すること。
- (3) 組織犯罪対策局の所掌事務に関する資
料及び情報の収集、整理及び分析に関す
ること。
- (4) 組織犯罪の取締りに関すること(他の
課等の所掌に属するものを除く。)
- (5) 犯罪による収益の移転防止に関するこ
と(生活安全企画課の所掌に属するもの
を除く。)
- (6) 外国人による犯罪(第4号に掲げる犯
罪を除く。)の取締りに関すること(他
の課等の所掌に属するものを除く。)
- (7) 国際捜査共助に関すること。
- (8) 翻訳及び通訳に関すること。
- (9) 通訳センターの運営に関すること。

暴力団対策課

- (1) 暴力団に係る犯罪の取締り等に関する
こと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止一般
に関すること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に
関する法律(平成3年法律第77号)の施
行に関すること。

- (4) 暴力団排除条例(平成22年宮城県条例
第67号)の施行に関すること。
- (5) 暴力特別捜査隊の運営に関すること。

銃器薬物対策課

- (1) 拳銃、小銃、機関銃又は他に関する犯
罪の取締りに関すること。
- (2) 麻薬に関する犯罪の取締りに関するこ
と。
- (3) 覚醒剤に関する犯罪の取締りに関する
こと。
- (4) 第2号及び第3号に掲げるもののほ
か、薬物に関する犯罪の取締りに関する
こと。

(交通部の課等の所掌事務)

- 第8条 交通部の課等の所掌事務は、次に掲
げるとおりとする。
- (1) 交通警察の運営に関する調査、企画及
び広報に関すること。
- (2) 交通安全運動に関すること。
- (3) 交通事故総合分析室の運営に関するこ
と。

- (4) 暴力団排除条例(平成22年宮城県条例
第67号)の施行に関すること。
- (5) 暴力特別捜査隊の運営に関すること。

銃器薬物対策課

- (1) 拳銃、小銃、機関銃若しくは他又は拳
銃部品若しくは拳銃実包に関する犯罪の
取締りに関すること。
- (2) 麻薬、向精神薬、大麻、覚醒剤その他
の薬物に関する犯罪の取締りに関するこ
と。
- (3) 宮城県薬物の濫用の防止に関する条例
(平成27年宮城県条例第69号)の施行に
関すること。

(交通部の課等の所掌事務)

- 第8条 交通部の課等の所掌事務は、次に掲
げるとおりとする。
- (1) 交通警察に関する制度及び交通警察の
運営に関する企画及び立案に関すること。
- (2) 交通事故防止対策一般に関すること。
- (3) 部の事務の総合調整に関すること。
- (4) 道路の交通に関する統計及び交通事故
の分析に関すること。
- (5) 交通安全教育及び交通安全運動に関す
ること。
- (6) 地域交通安全活動推進委員会に関するこ
と。
- (7) 宮城県交通安全活動推進センターに関
すること。
- (8) 自動車安全運転センター宮城県事務所
との連絡に関すること。
- (9) 自動車運転代行業の業務の適正化に関
する法律(平成13年法律第57号)の施行
に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、部内の他
の課等の所掌に属しないこと。
- (11) 交通事故総合分析室の運営に関するこ

7 刑法 (明治40年法律第45号) 第2編

第2章及び第3章に規定する犯罪

1 破壊活動防止法 (昭和27年法律第240号) に規定する犯罪

ウ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法 (昭和27年法律第138号) 第6条及び第7条に規定する犯罪

エ 日米相互防衛援助協定に伴う秘密保護法 (昭和29年法律第166号) に規定する犯罪

(3) 警備警察に関する資料の整備及び保存に關すること。

(4) 警備警察関係法令の調査及び研究に關すること。

(5) 警備犯罪の調査及び統計に關すること。

(6) 警備部長の特命事項に關すること。

(3) 警備警察に關する法令の調査及び研究に關すること。

(4) 警備警察に關する資料の整備及び保存に關すること。

(5) 警備情報の収集、整理その他警備情報に關すること (外事課の所掌に属するものを除く。)

(6) 警備情報の総合的な分析及びこれに關する調査に關すること。

(7) 次に掲げる犯罪その他警備犯罪の取締りに關すること (外事課の所掌に属するものを除く。)

7 刑法 (明治40年法律第45号) 第2編

第2章及び第3章に規定する犯罪

1 破壊活動防止法 (昭和27年法律第240号) で定める犯罪

ウ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法 (昭和27年法律第138号) 第6条及び第7条に規定する犯罪

エ 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法 (昭和29年法律第166号) で定める犯罪

(8) 国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他

警備課

(1) 警備方針の策定及びその実施並びに群衆犯罪等警備実施に關連する犯罪の取締りに關すること。

(2) 警備に關すること。

(3) 警護に關すること。

(4) 緊急事態に対処するための計画及びその実施に關すること。

(5) 行列行進集団示威運動に關する条例 (昭和24年宮城県条例第47号) の事務取扱に關すること。

(6) 機動隊の運用に關すること。

(7) 災害対策室の運営に關すること。

警備課

(1) 法第5条第4項第4号に規定する事態及び法第71条第1項に規定する緊急事態に対処するための計画及びその実施に關すること。

(2) 警備方針の策定及びその実施に關すること。

(3) 核原料物質、核燃料物質及び原子力の規制に關する法律の施行に關する事務で県警察の所掌に属するものうち、核燃料物質の防護に係るものに関すること。

(4) 特定物質 (化学兵器の禁止及び特定物質の規制等)に関する法律第2条第3項に規定する特定物質をいう。以下この号において同じ。及び特定病原体等 (感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に關する法律第6条第19項に規定する特定病原体等をいう。以下同じ。) が行われることを防止するための特定物質及び特定病原体等の防護に關すること。

(5) 警備に關すること。

(6) 警護に關すること。

(7) 災害警備に關すること。

(8) 機動隊の運用に関すること。

(9) 国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第8条第3項の規定による通報の受理に関すること。

(10) 行列行進集団示威運動に関する条例(昭和24年宮城県条例第47号)の施行に関すること(公安課の所掌に属するものを除く。)

(11) 災害対策室の運営に関すること。

外事課

(1) (略)

(2) 次に掲げる犯罪の捜査に関すること。

7 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に規定する犯罪

イ 破壊活動防止法に規定する犯罪で外国人に係るもの

ロ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法第6条及び第7条に規定する犯罪で外国人に係るもの

オ 日米相互防衛援助協定に伴う秘密保護法に規定する犯罪で外国人に係るもの

カ その他警備犯罪で外国人に係るもの

(3) 国際テロリズム対策室の運営に関すること。

(8) 機動隊の運用に関すること。

(9) 国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第8条第3項の規定による通報の受理に関すること。

(10) 行列行進集団示威運動に関する条例(昭和24年宮城県条例第47号)の施行に関すること(公安課の所掌に属するものを除く。)

(11) 災害対策室の運営に関すること。

外事課

(1) (略)

(2) その活動の本地が外国に在る日本人によるテロリズムに関する警備情報の収集、整理その他これらの活動に関する警備情報に関すること。

7 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)及び日本国との平和

イ 破壊活動防止法に規定する犯罪で外国人に係るもの

ロ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法第6条及び第7条に規定する犯罪で外国人に係るもの

オ 日米相互防衛援助協定に伴う秘密保護法に規定する犯罪で外国人に係るもの

カ その他警備犯罪で外国人に係るもの

(3) 次に掲げる犯罪の取締りに関すること。

7 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)及び日本国との平和

条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)で定める犯罪

1 外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)及び関税法(昭和29年法律第61号)で定める犯罪のうち国際的な平和及び安全の維持に係るもの

(4) 公安課の項第7号に掲げる犯罪で外国人に係るものの取締りに関すること。

(5) 第3号イ及び前号に掲げる犯罪以外の警備犯罪で外国人に係るものの取締りに関すること。

(6) 公安課の項第7号に掲げる犯罪並びに外国為替及び外国貿易法及び関税法で定める犯罪のうち国際的な平和及び安全の維持に係るもの以外のものその他警備犯罪でその活動の本地が外国に在る日本人によるテロリズムに関するものの取締りに関すること。

(7) 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法(平成26年法律第124号)の施行に関すること。

(8) 国際テロリズム対策室の運営に関すること。

機動隊

(1) 部隊活動による警備実施に関すること。

(2) 隊員の教育訓練に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、特に命ぜられた事項に関すること。

第10条 (略)

第11条 削除

機動隊

(1) 騒じようその他の集団不法事案又は災害に対応すること。

(2) 応援要請等に基づき、警ら、群衆整理、交通整理等を実施すること。

(3) 隊員の教養訓練の実施に関すること。

(4) その他警備部長の命ずること。

第10条 (略)

第11条 庶務担当課は、当該課の所掌事務のほか、所属する部に係る次の事務を所掌する。

(1) 部内における業務運営の企画及び調整に関すること。

(2) 部内の課等の連絡調整に関すること。

第10条 (略)

第11条 削除

